

（仮称）中野区犯罪被害者等支援条例の考え方について

（仮称）中野区犯罪被害者等支援条例（以下「支援条例」という。）の考え方について、下記のとおり取りまとめたので報告する。

1 支援条例の必要性

犯罪被害者は、ある日突然犯罪や事故に巻き込まれ、生命を奪われたり負傷するだけでなく、身体的、精神的、経済的に過酷な状況に置かれるなど、日常生活が困難になるケースが少なくない。

区は、これまでも犯罪被害者等相談支援窓口を設置し、専門の相談員による支援に取り組んできたほか、被害者やその家族の家事・育児・介護を行う緊急生活サポート事業を実施するなど、被害者に寄り添った支援を行ってきた。

今回、これまでの相談実績等を踏まえ、より一層、犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るには、区の犯罪被害者等の支援にかかる基本姿勢を明らかにしながら、必要とされる支援内容の充実や啓発活動の活性化を図り、被害に遭われても不安なく中野区で暮らし続けることのできる包括的なケア体制の推進を図る必要があると考えたものである。

2 支援条例の考え方

犯罪被害者等の権利利益を保護し、様々な事情や状況の変化に応じて切れ目なく必要とされる支援を行うことにより、犯罪被害に遭われても区民が安心して暮らせる地域社会を実現するため、区及び区民等の責務を明らかにするとともに支援施策等について定める。

（項目）

- ① 目的
- ② 定義
- ③ 基本理念
- ④ 区の責務
- ⑤ 区民等の責務
- ⑥ 相談及び情報の提供等
- ⑦ 経済的な負担の軽減
- ⑧ 日常生活等の支援
- ⑨ 精神的被害の回復への支援
- ⑩ 法律問題の解決への支援

- ⑪ 居住支援
- ⑫ 関係機関との連携
- ⑬ 人材の育成
- ⑭ 区民等への理解促進
- ⑮ 支援を行わないことができる場合

※詳細は別紙のとおり

### 3 関係者懇談会の開催結果

(1) 日時 令和元年9月17日(火) 午前10時～正午

(2) 出席者 中野警察署職員、野方警察署職員、  
日本司法支援センター(法テラス)スタッフ弁護士及び職員、  
被害者支援都民センター職員、犯罪被害に遭われた当事者2名

(3) 懇談会で出された主な意見

- ・犯罪被害に遭った者には被害に遭う前の生活には決して戻れないという悲しみがあることを理解してほしい。
- ・関係機関の連携について条例に盛り込み、早い段階から被害者が自治体の支援に繋がる体制を構築することが必要である。
- ・見舞金制度を是非実施してほしい。性被害の被害者には被害届を出せない人もいるので、そういった人にも考慮した制度にしてほしい。
- ・自治体で様々な手続きをするとき、窓口職員に犯罪被害者についての理解がなく二次的被害が起こることがある。犯罪被害者支援を担当する窓口だけではなく、それ以外の職員にも研修を行うなど犯罪被害者への理解を深めるようにしてほしい。
- ・子ども達への啓発活動はとても意味があると思う。教育委員会に依頼して、教育の一環として実施できる体制が確保できるとよい。

### 4 意見交換会の実施

(1) 日時 令和元年10月29日(火) 午後7時～

(2) 会場 中野区役所 9階会議室

### 5 今後のスケジュール(予定)

令和元年10月29日

意見交換会の実施

12月上旬

意見交換会の結果と「条例に盛り込むべき主要内容(案)」の報告(厚生委員会)

12月～令和2年1月

パブリック・コメント手続の実施

令和2年

第1回定例会に支援条例案を提出

## (仮称) 中野区犯罪被害者等支援条例の考え方

### 1 目的

犯罪被害者等支援について区の基本理念を定め、区及び区民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益を保護し、区民が安心して暮らせる地域社会を実現することを目的とする。

(説明)

- 区はこれまで、平成20年に犯罪被害者等相談支援窓口を設置し専門の相談員による相談を開始し、さらに平成23年に緊急生活サポート事業を開始するなど、犯罪被害者等の支援を行ってきました。その相談実績を踏まえつつ、より一層、犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るため、区の基本理念や区及び区民等の責務を明らかにしながら、支援施策を総合的に推進するため本条例を策定することにしました。

### 2 定義

この条例における用語の意義は以下のとおりとする。

- ① 犯罪等とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- ② 犯罪被害者等とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族その他これらの者に準ずると区長が認める者をいう。
- ③ 区民等とは、区内に住所を有し、勤務し、もしくは在学するもの及び区内で事業活動を行う事業者をいう。
- ④ 二次的被害とは、犯罪等による直接的な被害以外の犯罪被害者等が被る経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害等をいう。
- ⑤ 再被害とは、犯罪被害者等が当該犯罪の加害者から再び受ける生命、身体、財産等の被害をいう。
- ⑥ 関係機関等とは、国、東京都、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係する者をいう。

(説明)

- 「犯罪等」の定義は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の中で定義されているものと同様です。「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」とは犯罪には当たらないが、いわゆる「つきまとい」や、身体に対する暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼすような言動（暴言や無視する等の行為）が該当します。
- 「犯罪被害者等」の定義は、犯罪被害者等基本法の中での定義に「その他こ

これらの者に準ずると区長が認める者」を加えました。例えば犯罪被害に遭った方との間でパートナーシップ宣誓をされている方などを考えています。

- 「区民等」には、在住者だけではなく、在勤者、在学者及び区内で事業を行っている事業者を含めるものとします。在勤者、在学者から相談が寄せられた場合には、適切な情報提供を行うとともに、必要に応じて関係機関等やお住まいの自治体の支援窓口に連絡調整を行います。

### 3 基本理念

- (1) 犯罪被害者等の支援は、人としての尊厳が重んじられるよう、配慮しながら行うものとする。
- (2) 犯罪被害者等の置かれている生活環境や様々な事情、また心身の状況の変化に応じ、身近な自治体として必要とされる適切な支援を切れ目なく行っていくものとする。
- (3) 犯罪被害者等の名誉や生活の平穩を害することのないように支援するほか、二次的被害及び再被害の防止にも配慮するものとする。

(説明)

- 犯罪被害に遭われた方の心身の状況は、時間の経過や捜査、裁判等の進行とともに変化します。その時々に応じ、区民にとって一番身近な自治体として、必要とされる支援を途切れなく実施することが必要であると考えています。
- 犯罪被害に遭われた方は、加害者から直接受ける被害だけではなく、関係者や周囲の人の言動等によりさらに傷つけられてしまうことがあります。支援にあたっては、そうした二次的被害を与えることのないよう十分配慮をすることが必要です。また、加害者からの再被害の防止についても、警察等と協力して、自治体としてできる支援を行います。

### 4 区の責務

区は、基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定及び実施する。

(説明)

- 犯罪被害に遭われた方の抱える事情や状況によって、被害者の方が必要とする支援は多岐にわたります。区は、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、多様な支援施策を策定し、実施します。

## 5 区民等の責務

区民等は、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう努めるものとする。

(説明)

- 犯罪被害に遭っても被害者が安心して暮らし続けていくためには、地域や職場の人々の理解や配慮が不可欠です。区民や事業者は区が実施する講演会の機会などをとらえ犯罪被害に遭った方が置かれる状況や支援の必要性などの理解を深め、被害者を地域全体で支えていくことが必要です。

## 6 相談及び情報の提供等

犯罪被害者等が日常生活または社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪等により被害を被ったことにより直面している様々な問題について相談に応じる窓口を開設し、必要な情報の提供及び助言を行う。また必要に応じて関係機関等との連絡調整を行う。

(説明)

- 犯罪被害者等は被害に遭うと様々な問題に直面します。区では、それらの相談に応じる窓口を設置し、問題解決に向けての情報提供や助言などを行います。また必要に応じて関係機関等に連絡調整するなどの支援も行います。

## 7 経済的な負担の軽減

犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害にかかる経済的負担の軽減を図るため、生活に必要な資金を支給する。

(説明)

- 犯罪被害に遭うことで、医療費等の支出や休業による収入減など、犯罪被害者等は様々な経済的負担を強いられます。それらの経済的負担の軽減のため、生活に必要な資金を支給します。

## 8 日常生活等の支援

犯罪等の被害を受けたことにより日常生活を営むことが困難な犯罪被害者等に対して、家事や介護などを行う者の派遣等、必要な支援を行う。

(説明)

- 犯罪被害に遭われた方は、生命を奪われたり負傷をするだけでなく、精神的にも大きな打撃を受けるなど、今までできていた日常生活の様々なことができなくなることがあります。そうした場合に、例えば家族の食事作りや介護など、日常生活の継続に必要な支援を行います。

## 9 精神的被害の回復への支援

犯罪被害者等が犯罪等により受けた精神的な被害が早期に軽減または回復することができるよう、必要な支援を行う。

(説明)

- 犯罪に遭ったことで精神的な被害を被った犯罪被害者等に、その精神的被害を軽減、回復するための支援を行います。

## 10 法律問題の解決への支援

犯罪被害者等が犯罪等の被害に起因して直面している法律問題の円滑な解決を図るため、必要な施策を講じるものとする。

(説明)

- 犯罪被害に遭うと、刑事裁判や損害賠償請求などの法律問題への関わりが必要となってきます。弁護士等による適切な支援が早期に受けられるための支援を行います。

## 11 居住支援

犯罪等の被害を受けたことにより従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対して、転居等に関する必要な支援を行う。

(説明)

- 犯罪の現場が自宅であった場合など、犯罪被害に遭ったことにより現在の住居に住み続けることが困難になった犯罪被害者等に、転居や緊急的な住まいの確保などに関する支援を行います。

## 1 2 関係機関との連携

区は、犯罪被害者等が必要なときに必要な支援を途切れなく受けることができるよう、関係機関等との連携協力を努めるものとする。

(説明)

- 犯罪被害に遭われた方への支援は区が行う支援だけでは充足しない場合もあるため、必要に応じて関係機関等と相互に連携、協力をして行うものとします。

## 1 3 人材の育成

区は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を行う人材の育成に関する研修その他必要な措置を講ずるものとする。

(説明)

- 犯罪被害に遭われた方に対して、適切な対応や支援が可能となるよう研修などの機会を設け、犯罪被害者等の支援を行う人材の育成に努めます。

## 1 4 区民等への理解促進

区は、区民等が犯罪被害者等の置かれている状況、二次的被害の発生の防止の重要性、その他犯罪被害者等の支援に関する事項について理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行うこととする。

(説明)

- 犯罪被害に遭われた方は、犯罪による直接の被害だけではなく、周囲の理解が不十分なための不用意な言動などにより、苦しめられることがあります。このため区では、区民等が犯罪被害に遭われた方の状況、痛み、苦しみなどを理解しながら地域で温かく支え、二次的被害を発生させないための広報や事業等を行います。

## 15 支援を行わないことができる場合

区は、犯罪被害者等が犯罪を誘発したとき、その他犯罪被害者等の支援を行うことが適切でないと認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(説明)

- 犯罪被害者等が犯罪を誘発した場合など、社会通念上、犯罪被害者等の支援を行うことが適切でないと認められる場合には、その支援を行わないものとします。